

アヘン戦争前清朝の 海外貿易と「牌照」

The Trading Passes in Qing Empire's Overseas
Trade Administration : 1684-1840

彭 浩

PENG Hao

はじめに

- ① 渡海「牌照」制の導入と整備
- ② 『福建沿海航務檔案』収録の「県照」と「関牌」
- ③ 長崎貿易関係の「牌照」
- ④ 広州貿易の「牌照」

おわりに

【論文要旨】

本稿は、「牌照」（海外貿易に利用される、許可証や通航証のような公的証明書）を切り口に、清朝中期の海外貿易の管理制度について考察を行いたい。

清朝は康熙23（1684）年に海禁を解除し、朝貢貿易のみならず、民間商人の海外貿易と海外商人の渡来貿易も全面的に認め、海関を軸とした貿易管理のための体制づくりを始め、その一環としては、「牌照」や「印票」などと称される渡航・貿易の認可証明書を発行する措置もとった。これらの海外貿易に利用された「牌照」については、いままでは個別の事例として紹介されたり、海船管理や広州貿易などの総合研究で若干言及されたりしてきたが、中国商人宛てのものと外国商人宛てのものを総括した上で「牌照」制の全体像を浮き彫りにしようとする試みは見られない。

本稿は「牌照」制の解明を目指して、制度生成の経緯に対するダイナミックな分析と、文書内容に対する構造的な分析を試みたい。まず海外貿易の「牌照」制の創設と整備を追跡する。続いて、沿海貿易の商船、南洋（東南アジア各地）貿易の商船、長崎貿易の商船、さらに広州貿易に参加する外国商船、及びマカオから広州へ移動する外国商人などに使用された「牌照」の例を取り上げ、記載内容と文章構成の分析を行う。その上で、またそれらの「牌照」が清朝の海外貿易の管理に付された機能などについて検討する。

結論に関しては、①明代の月港貿易の渡航「文引」制から制度的に継承した形跡が見られること、②発行機関や受領対象者の異なる多様な「牌照」が発行・利用され、前代より遥かに類型が増え、制度の成熟化を見せたこと、③各「牌照」がそれぞれ具体的な機能を持つ一方で、最終的には安全保障や徴税の補助措置としての役割を果たすことが期待され、機能の相互補完も行われていたこと、④貿易港市の仲介業者という性格を持つ「船行」（広州の場合は「十三行」など）が「牌照」の代理申請者を務めていたことなどが議論のポイントとして挙げられる。

【キーワード】 牌照、通商許可証、県照、関牌